

2023年（令和5年）7月吉日

大阪弁護士会会員 各位

大阪弁護士会

会長 三木 秀夫

日本CSR普及協会近畿支部

支部長 小原 正敏

**近時の法改正や動向を踏まえて企業として検討しておくべき「非労働者の労働類似問題」
～フリーランス新法、役員に対する処分、改正公益通報者保護法～**

日本CSR普及協会近畿支部は、関西経済連合会・日本組織内弁護士協会・日本大阪弁護士会との共催・後援により、下記の通り、「非労働者の労働類似問題」をテーマにしたセミナーをハイブリット形式（①大阪弁護士会館及び②Zoomによるオンライン）により開催致します。

令和5年5月公布のいわゆるフリーランス新法では、非労働者の就業環境の整備を図ることが一つの目的とされています。令和4年6月施行の公益通報者保護法改正に合わせて、通報窓口の門戸を拡大し周知を進めた企業では、退職者等の非労働者からの通報について、その内容や態様から、どのように対応すべきか頭を悩ませるケースも発生しています。また、企業から、企業不祥事が発生した場合の非労働者である役員に対する処分の制度設計や実際の処分の実施にあたってご相談を受ける事例も増えています。

本セミナーでは、近時のこれらの法改正や日々の企業からの相談事例をふまえて、講師それぞれが労働類似問題として企業が検討しておくべきと考える点を取り上げ、どのような対応をしていくべきかについて検討します。

ご参加希望の方は、8月16日（水）までに裏面記載の応募フォームからお申し込みください。多数の会員のご参加をお待ちしております。

なお、**セミナー終了後は、大阪弁護士会館にて「参加者交流会」を開催します**（任意参加）。講演内容についての質問や感想などを交換します。気軽に講師にご質問いただけますので、会館参加の方はぜひご参加ください（飲食・軽食付、別途要参加費）

日時	2023年8月21日（月）午後3時30分～6時00分
場所	①大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会HP http://www.osakaben.or.jp/ ②Zoomによるオンライン
講師	木村一成 弁護士（共栄法律事務所） 山浦美卯 弁護士（鳩谷・別城・山浦法律事務所） 大浦綾子 弁護士（野口&パートナーズ法律事務所）
テーマ	近時の法改正や動向を踏まえて企業として検討しておくべき「非労働者の労働類似問題」 ～フリーランス新法、役員に対する処分、改正公益通報者保護法～
参加費	無料（ただし、参加者交流会のみ参加費1000円）
対象	関西経済連合会会員企業 日本組織内弁護士協会会員 大阪弁護士会所属弁護士
共催・後援	関西経済連合会（後援） 日本組織内弁護士協会（共催） 大阪弁護士会（共催）

日本CSR普及協会近畿支部

「近時の法改正や動向を踏まえて企業として検討しておくべき「非労働者の労働類似問題」～フリーランス新法、役員に対する処分、改正公益通報者保護法～」申込書

日時：2023年8月21日（月）午後3時30分から

場所：①大阪弁護士会館

法律セミナー（午後3時30分～6時00分）

参加者交流会（セミナー終了後～7時00分頃まで、任意参加）

②Zoomによるオンライン

法律セミナー（午後3時30分～6時00分）

参加費：無料

ただし、参加者交流会は1000円。

申込期限：8月16日（水）

申込み先：応募フォーム（<https://forms.gle/HV7hp1VpGqSbRAZ57>）からお申し込みください。

下記QRコードからもお申込みいただけます。

オンライン参加の方には、開催日の前日までに視聴URL等をご登録いただいたメールアドレス宛にお送りさせていただきます。



本研修は大阪弁護士会の研修義務化対象講座です（3単位）

注）（大阪弁護士会館にて参加の場合）

・図書利用カードをご持参ください。入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。

・開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。

（Zoomによるオンライン参加の場合）

・研修開始から研修終了予定時刻の間に15分以上接続できなかったとき（インターネットの不具合による通信障害の場合や休憩時も含む）は履修が認定されません。

（その他）

・会場研修、DVD研修、WEB研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒530-0047 大阪市北区西天満 5-9-3 アールビル本館 5 階

中本総合法律事務所内 TEL 06-6364-6241 FAX 06-6364-6243

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。

詳しくは、近畿支部HP（<https://jcsr-kinki.jp/>）をご高覧ください。